

<議事要旨>

【座長】

ただいまから第7回議会のICT化及び情報公開検討部会を開会する。

はじめに、署名委員を指名する。

間中りんぺい委員、おばた健太郎委員以上二人にお願いします。

それでは議題1「タブレット端末使用基準について」を議題とする。事務局より説明願う。

【事務局次長】

(資料1により説明)

【委員の意見等】

会派の中で、第4条のインターネットの閲覧について、付則として、公開中の議事録については、議会中でも閲覧してもよいのではないかとする意見があった。

【座長】

議事録についてはインターネット検索しないと閲覧できないのか。端末に格納することは可能か。

【事務局次長】

ホームページについて、かなり過去のものまで見られるようにしているので、分量については、かなり膨大になることが想定できる。

【委員の意見等】

会議の中では、調査よりも質疑に重きをおくものであり、インターネットの制限は一定かけていくべきである。インターネットサイトを全般的に閲覧するということは、この段階においては禁止事項としていれておいてよいと考える。

【委員の意見等】

範囲をどのようにするかは非常に難しいが、ICT導入の目的の一つとして、議会での議論を活発化させることがある。十分に準備して会議に臨むのは当然だが、ICTを実際に活用できるような基準が必要であるので、「議事録の閲覧等については別途検討」等の記載ができれば、実際に導入する際に改めて協議できるのでは。

【委員の意見等】

内容については議論が必要であるので、順次変更できるような形で進めればよいのでは。

【事務局次長】

補足として、陳情に関して、各委員が事前に調査をしたうえで委員会に臨むという申合せ事項があるため、議事録の件についても、このような対応が基本となるかと考えられる。

【座長】

議事録に限らず、議事に関することとして、改めて協議できるような記載を申し送りする。文面はこのとおりで、申し送りについての意見があったということで取りまとめる。

【座長】

次に議題2「ペーパーレス化する文書の範囲及び実施スケジュールについて」を議題とする。事務局より説明願う。

【事務局次長】

(資料2により説明)

【座長】

本件につき意見のある方は挙手願う。
なければ、本資料のとおり提案とする。

【座長】

次に議題3「タブレット端末及び文書共有システムの導入経費について」を議題とする。事務局より説明願う。

【事務局次長】

(資料3により説明)

【委員の意見等】

レンタル2年契約は、高額であると感じる。レンタル2年契約にした場合の手続きについて、例えば改選期には改めてもう一度契約する等、事務局としての考えは。

【事務局次長】

当初の契約を改選期に合わせて期間を区切ることも一つの方法としてあるが、経費が高額になるというデメリットもある。作業的な部分については、初めてのことであるので比較検討できていないところであるが、2年契約で改選期と合わせた場合でも、結局契約事務等は発生するので、事務量だけでは現段階では比較できない。

【委員の意見等】

本部会における諮問の範囲について、財政的な部分も含むかどうか確認したい。

【事務局次長】

諮問事項の中には明記されていないが、タブレット導入にあたっては当然経費が発生するものでもあるので、一定程度の議論は必要かと。

【委員の意見等】

タブレット導入については、コロナ禍以前の状況で議論が始まったため、当時は、財政的な面について現在よりも見通しが立つ状態であった。しかし、現在のコロナ禍においては、どのように予算要求していくかということに直接関わる問題なので、再考する必要があると考える。

【委員の意見等】

コロナ禍における財政負担という面から、見送りを考えた。しかし、状況が更に悪化した場合、議会が招集できなくなるという可能性もある。タブレットを用いた会議の方法もあるので、経費はかかるが、コロナ禍だからこそ導入は必要であると考え。

【委員の意見等】

再度、諮問内容について確認したい。

【事務局次長】

まず、ペーパーレス化についての提案については、紙資源の削減だけではなく、業務の効率化を目指し、議会におけるICT機器の導入と活用を検討する理由から提案するという内容である。議場及び委員会室等にノートパソコン、タブレット端末等の持ち込みについてという項目についての提案理由は、かかる電子機器の事情とにおける活用は、民間企業や他自治体での活用状況と比して時代に即しているとは言い固い状況にあり、議会における議論の活性化及びペーパーレス化の観点からもかかる機器の持ち込みについての検討部会を立ち上げ、課題の抽出とルールづくりについて整理を行う必要がある、という内容である。

【委員の意見等】

ペーパーレス化については、必要か必要ではないかという議論ではなく、我々としては導入に対して、まとめられたものを諮問として返すということが方向性であると考え。事務局の見解は。

【事務局次長】

事務局としては、諮問されたことに対して答えるということが基本的な考え方である。その取扱いについては、部会のなかで、活用の範囲等盛り込むことは可能であると考える。

【委員の意見等】

一律レンタル対応という前提を再考し、自己所有のタブレットの活用も必要なのではないかという趣旨である。

【委員の意見等】

レンタルについて、金額を考慮に入れなければ、2年実施して、その後4年にするのが最適である。ただ、金額的にイニシャルコストが大きすぎる。

導入のあり方についての再考という面については、コロナ禍ということで改めて諮問事項9について検討し、自己所有のタブレットの持ち込みについても検討する時期であると考えている。

【委員の意見等】

自己所有のタブレットの持ち込みについては、議会の制度との関係、セキュリティや個人のもを持ち込むという責任等、様々な問題もあるのでは。

【委員の意見等】

各委員が等しく審議に臨む必要があるなかで、委員によって自己所有かレンタルかといった対応が異なることは、公平性の面から適当ではない。また、自己所有のタブレットについての議論となった場合には、議論をやりなおす必要があり、諮問という範囲を超えてしまう。期限に関しても、一定のところで結論を出すべき。

【委員の意見等】

費用面については、現在の部会でどこまで議論できるか疑問がある。部会としては、導入方法について提案をして、経費のあり方については、財政的負担に懸念があるため、議運で議論してもらおうよう申し送るべきである。

【座長】

意見をまとめさせていただく。

これまでの議論を基にして、今回のこの経費導入経費については様々な懸念材料が存在している。この懸念材料については本日の意見を記載して議運に渡すという形でよろしいか。

レンタル期間については2年、4年、5年とあるが、本部会としては決定をしないで、こういった議論があったという意見を付して差し戻すこととしたい。

【座長】

次に議題4「請願・陳情のホームページ上での公開について」を議題とする。事務局より説明願う。

【事務局次長】

(資料4により説明)

【座長】

本件については、本日ご意見をいただき、意見を各会派に持ち帰ったうえで、各会派でもう一度ご議論いただいた後に、改めて部会で意見を述べていただきたい。

【委員の意見等】

ホームページ公開を実施する場合の内容については検討が必要だと思うが、前提としては公開すべきである。掲載する内容については、全文で良く、掲載する時期は年内、早ければ3定、遅くとも4定から可能ではないか。提出者の承諾の要否については、提出された際に、確認ができれば確認をする。郵送で送られた場合には、連絡がとれるということを前提に、その要否を提出者の方に確認をして、承諾が得られない場合には公開しない。

【委員の意見等】

公開の方向性っていうのは、議会基本条例にも明示されているため、進めるべきであるが、課題については慎重に議論をしていく必要がある。先日に行われた健康福祉委員会の陳情を見ると、非常に内容がデリケートであり、ホームページに載せれば不特定多数がいつでも閲覧できるという状況になるということの重大性を鑑みても、議会としてコントロールする仕組みが必要である。

【委員の意見等】

本人の許諾とはまた別に、陳情書に記載されている内容で個人が特定されてしまう可能性があるというのは非常に問題があり、ルール作りが必要である。また、他区では、本人の了承が得られない場合は非公表というところもあり、提出者の承諾の要否については、確認の必要がある。これらのホームページ掲載を行う判断をする仕組みを検討する必要がある、すぐには公開という結論には至らないと考える。

【委員の意見等】

23区で公開している区では、全部の陳情を載せているのか、それとも事務局あるいは議会判断で載せてるものと載せてないものがあるのか、提出者の住所・氏名のところ以外で、例えば誹謗中傷みたいなものは載せられないと思うが、どのような取扱いになっているか。

【事務局次長】

まだ踏み込んだ調査は行っていないので、今後調査を進めていきたい。一方で、誹謗中傷があるようなものについては、いわゆる付託除外基準も関わってきた上での資料になるので、各区の付託除外基準の内容によって、公開・非公開が変わってくる。先ほどの誹謗中傷のところも、付託除外に該当すれば非公開となるが、もっと掘り下げないと見えてこないところがあると思うので、また次に繋がるような形で事務局で調べていきたい。

【委員の意見等】

付託除外が関わってくるため、提出者の意向だけだと付託除外も誹謗中傷の内容も載せるような問題もある。逆に広く世に出るということを利用して、請願・陳情の目

的以外で何か知らしめるために出してくるような人がいると、広告になってしまうのも問題があると思うので、その点は議論が必要である。

【委員の意見等】

個人情報の取り扱いについて、住所・氏名だけを個人情報とすることについては、疑義がある。陳情の本文の理由の中に個人が特定できるものが入っていた場合、役職も含めてマスキングすべきである。個人情報の範囲については、きちんと認識を共有させる必要があると思う。今現在、個人情報の取り扱いについて、区議会事務局や庁内でどのような仕組みでチェックをしているのか。

【事務局次長】

個人情報の扱いは、区政情報課が窓口になっている。区民の方や区民以外の方が情報公開請求をするときは、まず区政情報課が窓口になり、それぞれ所管の方で、その資料を提供する形になる。もちろんその際に、個人情報の部分をマスキングするが、具体的にどの部分をマスキングするのか、それについての資料を本日持ち合わせていないため、次回の部会の参考資料として、区の取り扱いがこうなっているというものを示したいと思う。

【委員の意見等】

陳情を出すにあたって、こういった個人情報の取り扱いや掲載の有無などがあまり煩雑になり過ぎてしまい、陳情提出そのものをためらってしまうようなことがないようにしなければならない。

【座長】

以上で意見を終了させていただき、各会派にお持ち帰りいただく。本件につきましてはこの程度でご了承願う。

【座長】

次に、議題5「政務活動費について、証拠書類をHPで公開することについて」を議題とする。事務局より説明願う。

【事務局次長】

(資料5により説明)

【委員の意見等】

30年度は3件、元年度は1件の情報公開請求があったという認識でよろしいか。

【事務局次長】

その通りである。

【委員の意見等】

情報公開請求がない状態でも常に全46件分のマスキングを行うようなことになるかと思う。想定では81万円ということで、これを46で割った数が1件分の経費となると思うが、そちらの部分の経費がかかってくるというのがまず懸念点としてあると思う。基本的な考え方としては、わが会派としては、情報公開を進めるべきだとは思っているが、費用対効果というところはよく検討するべきと考える。

【委員の意見等】

情報公開請求があった場合、どのような手順で進められるのか。

【事務局次長】

個人情報部分をマスキングし、コピーをした上で窓口となる区政情報課に提出し、区政情報課から請求者の方にお渡しするという手順になる。この場合、スキャンやPDF化といったものはかかってこない。

【委員の意見等】

それぞれの自治体によって若干作業に違いがあると思う。例えば目黒区では、①②については情報公開請求の準備として行う作業としていて、すでにPDF化してあるものをマスキングしている。HPに掲載する際には、さらにそのマスキングしたものを読み込んで掲載している。こういったやり方を板橋区がした場合には、経費的な部分や作業時間についてはどうなるか伺いたい。

【事務局次長】

目黒区のように、情報公開請求のための準備を事前にするということが板橋区の場合はないため、どれくらいかかるか、なかなか見えづらいところではある。ただし、情報公開請求の内容にもよるが、実際に事前にやるというのはかなりの手間になると考えられる。

【委員の意見等】

ここで議論をしていただきたいのは、政務活動費についての考え方そのものである。議員自らがその税金の使い方について、自らの責任でそれをきちんと公開していくということは、議会ないし議員をチェックしていただくという意味で非常に重要ではないかと思う。

作業の方法はいろいろなやり方があると思うので、こういうやり方をやったらこのような状況になるというものをもう少し出していただきたい。

【事務局次長】

世田谷区を見ると、板橋区よりも議員定数が多いが領収書等のスキャン枚数はかなり少なくなっている。やり方をかなり工夫しているところもあると思う。また、議員さんに協力していただくようなところも出てくるかと思うので、やり方の工夫はいろいろあると思う。

また、板橋区では、政務活動費のチェックについて、毎年監査の方で、財政援助団体等監査でその目的に沿って適切に使われているかどうかの監査を受けており、その結果についてもHPに公開されていることだけ申し添えさせていただく。

【座長】

議題6「各常任委員会・特別委員会でのネット中継実施及び本会議・予算決算特別委員会のネット中継の見直しについて」及び議題7「議会放送について」を議題とする。事務局より説明願う。

【事務局次長】

(資料6及び資料により説明)

【委員の意見等】

人件費を踏まえた費用対効果を考えると実際は難しいと思う。ぜひ今後、実際にこれを取り組んだときに、人件費やその運営費も、見えるようにしていただくとありがたいと考える。

議会放送について、地方議会のことをMXテレビとかJ：COMで見ることがあるが、ニーズに疑問がある。

【委員の意見等】

ネット中継も議会放送も、どちらも進めるべきであり、生放送と併せて録画放送も実施すべきである。一方で、費用面、事務量についての課題もある。

課題のところの(3)に自由な議論が損なわれることにならないかというふうに記載があるが、むしろ私はここを区民の方々が知りたいのではないかと思うし、見られることによって自由な議論が損なわれるということはあってはならないので、これは懸念としては少し違うと考える。

【事務局次長】

各自治体によって委員会の出席理事者は異なっている。また、カメラの台数によっても変わってくる。おそらく今の板橋区のやり方だと、カメラアングルが行ったり来たり、キャッチボールをするような形になるので、カメラが何台か必要になると考える。

なお、委員会室に一つのカメラを固定として、全体が撮れるような形での固定カメラを委員会室1台を設置するとした場合に、粗々ではあるが、3委員会分で初期費用が、620万円程度である。さらに、ランニングコストは年間132万円ぐらいというのが出ている。課題として、カメラは1台で良いのかというようなところもある。

【委員の意見等】

総括質問は固定で3台だが、発言者が定位置であり、常任・特別委員会の場合は発言者がそれぞれ自席で発言するため、1台では不足する。カメラが遠いと映像が不鮮明

であり、快適に視聴できる環境整備をする必要がある。また、費用面や事務量に課題があり、方向性は良いがなかなか難しいと考える。

議会放送については、議会基本条例にも記載されているような、もう少し身近な議会として上手く放送していき、区民の皆さんの理解につなげていきたいと考える。

【委員の意見等】

委員会のネット中継については、映像は必要ではなく、音声だけでも良いのでは。

【委員の意見等】

議会放送について、他自治体の事例を教えてください。

【座長】

具体的には J : COM が考えられる。4 の (2) で、本会議の録画中継があるが、これはどこも J : COM で帯番組を用意して、本会議の一般質問が放送される。撮影も字幕のテロップも編集も全部 J : COM がパッケージで行っている。

J : COM 板橋は、J : COM 板橋を視聴できる板橋区の全家庭で放送されるので、視聴者数としてはかなり多いという話を伺っている。費用的については、次回までに J : COM に確認しておいていただきたい。

【委員の意見等】

費用面を考えて、1 台置いただけで 620 万とかなりのものだが、後方に 1 台設置して中継するという形でも開かれた議会というところの意味においては、やる意味はあると考える。発言の取り消しや、開会前は中継できないので、結局事務局による操作がどうしても発生する。

【委員の意見等】

おそらくネット中継及び議会放送については皆さん同じ方向を向いている。やっぱり課題になるのは、経費の問題と、技術的なところが一番課題になる。

カメラ機材やネット機材は、安くて優秀な機材がどんどん出てきている。先ほど 360 度映せるカメラもある。耐用年数の問題もあり、難しいところもあるが、例えば試行で安価な機材を使って、どういうことができるのか検証対象にしても良いと考える。

【委員の意見等】

インターネット中継で、他区の実例と今の本区の状態も含めて、いつまで過去のものが見られるのか。

【事務局次長】

他区の実例や費用の件については、次までの宿題とさせていただきたい。本会議の

録画放送については、平成27年度までは見れるような状態になっている。

【座長】

この程度でご意見を終了とする。

次に、議題8「その他」だが、各委員の皆さんからご意見ご提案があればお伺いしたい。

(特段なし)

【座長】

それでは本日検討、決定した内容につきましては各会派内での周知をお願いしたい。次回の検討部会は来月に開催予定だが、日時につきましては別途事務局を通じて調整させていただく。

以上をもって本日の検討部会を閉会する。